

# 業務委託契約書（案）

1. 委託業務の名称 延岡市下水処理施設等維持管理業務委託（第4期）
2. 履行場所 延岡市内一円
3. 履行期間 契約日 から 令和9年3月31日まで
4. 業務期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
5. 業務委託料 ￥                                  円  
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥                                  円）
6. 契約保証金
7. 特約事項

上記の委託業務について延岡市（以下「発注者」という。）と株式会社〇〇〇〇〇（以下「受注者」という。）とは、各々対等な立場における合意に基づいて、本委託契約を締結し、信義に従って、誠実にこれを履行するものとする。

この契約の成立の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年〇月〇〇日

発注者 延岡市東本小路2番地1  
延岡市  
延岡市長 読谷山 洋司

受注者

## 目 次

第 1 章 総則.....	- 1 -
第 1 条 総則.....	- 1 -
第 2 条 用語の定義.....	- 1 -
第 3 条 業務の範囲.....	- 2 -
第 4 条 総括責任者.....	- 2 -
第 5 条 業務関係者に関する措置請求.....	- 2 -
第 6 条 契約期間及び業務期間.....	- 3 -
第 7 条 契約の保証.....	- 3 -
第 8 条 優先関係.....	- 3 -
第 9 条 善管注意義務.....	- 3 -
第 2 章 業務準備等.....	- 3 -
第 10 条 施設機能の確認.....	- 3 -
第 11 条 事業・業務実施計画.....	- 4 -
第 12 条 許認可の取得等.....	- 5 -
第 3 章 運転管理業務.....	- 5 -
第 13 条 流入基準.....	- 5 -
第 14 条 放流水質契約基準または放流水質法定基準を満たさない場合.....	- 5 -
第 15 条 流入水の水量、水質の変化の把握.....	- 6 -
第 16 条 流入水が流入基準を満たさない場合.....	- 6 -
第 17 条 その他の運転に関する条件.....	- 6 -
第 18 条 引継事項.....	- 7 -
第 4 章 保全管理業務.....	- 7 -
第 19 条 本件施設の保全管理.....	- 7 -
第 20 条 修繕.....	- 8 -
第 21 条 施設等の改善請求.....	- 8 -
第 22 条 回復措置請求.....	- 8 -
第 5 章 環境計測、業務報告等.....	- 9 -
第 23 条 要求水準を満足しない場合の対応.....	- 9 -
第 24 条 業務の報告.....	- 9 -
第 6 章 発注者の義務.....	- 10 -
第 25 条 委託費等の支払.....	- 10 -
第 26 条 著しく賃金又は物価が変動した場合等の契約変更.....	- 11 -
第 27 条 施設の改築.....	- 11 -
第 28 条 契約不適合責任.....	- 12 -
第 29 条 履行監視・評価.....	- 12 -
第 7 章 損害賠償.....	- 13 -
第 30 条 損害賠償.....	- 13 -
第 31 条 責任範囲.....	- 13 -

第 8 章 契約終了.....	- 13 -
第 32 条 期間満了による終了.....	- 13 -
第 33 条 発注者による契約解除.....	- 14 -
第 34 条 談合等による契約解除.....	- 16 -
第 35 条 違約金.....	- 16 -
第 36 条 損害賠償の予定.....	- 17 -
第 37 条 受注者による契約解除.....	- 17 -
第 9 章 その他.....	- 17 -
第 38 条 表明及び保証.....	- 17 -
第 39 条 発注者による委託内容の変更.....	- 18 -
第 40 条 受注者による委託内容の変更.....	- 19 -
第 41 条 不可抗力.....	- 19 -
第 42 条 経費の負担.....	- 19 -
第 43 条 契約の変更.....	- 19 -
第 44 条 契約上の地位の譲渡等.....	- 20 -
第 45 条 再委託.....	- 20 -
第 46 条 通知.....	- 20 -
第 47 条 秘密保持.....	- 20 -
第 48 条 個人情報の保護.....	- 21 -
第 49 条 準拠法及び管轄裁判所.....	- 21 -
別紙 1 対象施設.....	- 22 -
別紙 2 業務範囲.....	- 23 -
別紙 3 責任範囲.....	- 24 -
別紙 4 流入基準.....	- 25 -
別紙 5 運転管理要求水準.....	- 26 -
別紙 6 保全管理等要求水準.....	- 28 -
別紙 7 事業・業務実施計画.....	- 30 -
別紙 8 有資格者に関する条件.....	- 32 -
別紙 9 要求水準を満足しない場合の対応.....	- 33 -
別紙 10 流入基準未達の場合の対応方法.....	- 35 -
別紙 11 引継事項.....	- 36 -
別紙 12 本件施設の環境計測.....	- 37 -
別紙 13 業務日誌、月報及び年報の記載内容.....	- 39 -
別紙 14 経費の負担.....	- 40 -
別紙 15 業務委託費等の計算方法.....	- 42 -
別紙 16 業務委託費の見直し.....	- 44 -
別紙 17 保険.....	- 45 -
別紙 18 個人情報取扱特記事項.....	- 46 -
別紙 19 遵守すべき関連法令、条例等.....	- 48 -
別紙 20 月額業務委託料.....	- 49 -

## 第 1 章 総則

(総則)

第 1 条 発注者及び受注者は、本契約書（鏡、条文、別紙を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、本契約（本契約書及び設計図書を内容とする契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、本契約の履行に当たり、別紙 19 に示す関連法令等を遵守する。

3 本契約に定める催告、請求、通知、報告、承諾、指示及び解除は、書面により行わなければならない。

4 本契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

5 本契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

6 本契約の履行に関して、発注者と受注者の間で用いる計量単位は、本契約書及び提案書（以下、これらを総称して「本契約等」という。）に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるところによるものとする。

期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。

7 本契約の履行に関して用いる時刻は日本標準時とする。

8 本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に関し疑義が生じた事項については、発注者及び受注者は誠実に協議を行い、その対応を決定するものとする。

9 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、本契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行った本契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行う本契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(用語の定義)

第 2 条 本契約における各用語の定義を以下に示す。

一 要求水準とは、本契約に従い受注者が満たすべき業務の水準及びその他遵守すべき事項をいう。

二 法定基準とは、水質汚濁防止法における排水基準、同法に基づく都道府県条例による上乗せ基準、下水道法に基づく放流水質基準をいう。

三 契約基準とは、過去の実績等により発注者が独自設定した基準をいう。

四 ペナルティとは、受注者が行う業務に対する要求水準が達成されない場合、その対価である業務委託費を減額し或いは契約解除することをいう。

五 インセンティブとは、受注者による運転管理の効率化により、維持管理コストが削減された

場合等に、単に業務委託費を削減せず、受注者の報奨として受注者の利益になるように増額することをいう。(報奨金と言われる場合もある)。

#### (業務の範囲)

第 3 条 発注者は、受注者に対し、令和 3 年 7 月 16 日付延岡市上下水道局公告第 7 号、プロポーザル実施要領等(以下「公告等」という。)、受注者が応募の際に提出した技術提案書(以下「提案書」という。)及び本契約に基づき、別紙 1 に記載された対象施設(以下「本件施設」という。)の運転管理業務等(以下「本件業務」という。)を委託し、受注者はこれを受注する。

2 受注者の業務範囲は別紙 2 に記載された業務とする。

3 受注者は、本契約等で定められた範囲内において、その裁量により、人員配置、運転方法、使用機材、薬品、消耗品などを決定し本件業務を行うことができる。

#### (総括責任者)

第 4 条 受注者は、業務の総括責任者を選任し、契約時に、発注者に届けなければならない。変更した場合も同様とする。

2 総括責任者の職務は、次のとおりとする。

一 本契約書に定められた、本件業務の目的、内容等を十分理解し、現場の最高責任者として、本件業務の管理及び従業員の指揮、監督を行う。

二 業務委託費の変更、委託期間の変更、業務委託費の請求及び受領、第 5 条第 1 項及び第 2 項の請求の受理、同条第 3 項の決定及び通知並びに本契約の解除に係る権限を除き、本契約等に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを総括責任者に委任せず自ら行使しようとする場合は、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

#### (業務関係者に関する措置請求)

第 5 条 発注者は、総括責任者が本件業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置を講じるよう請求することができる。

2 総括責任者以外で、受注者が業務を施行するために使用している従事者、第 45 条第 1 項により受注者が本件業務の一部を再委託をした再受注者等についても、前項を準用する。

3 受注者は、前 2 項に定める請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 7 日以内に発注者に通知しなければならない。

4 受注者は、発注者の職員または本件業務以外の業務の受注者が著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置を講じるよう請求することができる。

5 発注者は、前項に定める請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から7日以内に受注者に通知しなければならない。

(契約期間及び業務期間)

第6条 契約期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。

2 業務期間は、令和4年4月1日（以下「業務開始日」という。）0時00分から令和9年3月31日（「業務期間満了日」という。）24時00分までとする。

(契約の保証)

第7条 受注者は、発注者に対する損害賠償金及び違約金の支払を保証するため、発注者に対して契約保証金を納付する。契約保証金は業務委託料の100分の10以上とする。

2 発注者が承認した場合、次のいずれかの方法により、契約保証金の支払いに代えることができる。

一 本契約による債務の不履行により生ずる損害賠償金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証

二 本契約の定めによる債務不履行により生ずる損害を補填する履行保証保険契約の締結  
ただし、第2号の場合は、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

三 受注者が前項第1号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとみなす。また、同項第2号に掲げる保証を付したときは、契約保証金納付を免除する。

四 業務委託料の増額変更があった場合は、保証金額又は保険金額が変更後の当該業務委託料の100分の10以上に達するまで、発注者は、保証の増額を受注者に請求することができる。また、減額変更があった場合は、受注者は、発注者に対し保証金額の減額を請求することができる。

(優先関係)

第8条 本契約書及び提案書の間で齟齬が生じた場合、本契約書を優先する。

(善管注意義務)

第9条 受注者は、業務の実施にあたり、業務の公共性を認識して、常に善良なる管理者の注意をもって誠実かつ効果的に行わなければならない。

## 第2章 業務準備等

(施設機能の確認)

第10条 受注者は、本契約締結に先立ち、公告等にて発注者が配布した施設機能報告書の内容

が、別紙 6 に定める維持管理要求水準を満たしていること及び本件施設の状況が施設機能報告書と一致していることを確認する。

- 2 受注者は、前項の確認において、施設機能報告書の内容が別紙 6 に定める保全管理等要求水準を満たさないこと、又は本件施設の状況が施設機能報告書と一致していないことを確認したときは、速やかに発注者にその内容を報告しなければならない。
- 3 発注者は、前項の報告を受けたときは、速やかに報告内容を確認しなければならない。確認の結果、施設機能報告書の内容が別紙 6 に定める保全管理等要求水準を満たさないこと、又は本件施設の状況が施設機能報告書と一致していないことが認められるときは、受注者と協議し、速やかに必要な処置を講じるものとし、受注者の損害が認められるときは、必要な費用を負担する。

#### (事業・業務実施計画)

第 11 条 受注者は、契約締結後、業務開始日の 10 日前までに、その費用により、本契約等に記載された条件を満たす事業実施計画書を作成して発注者に提出し、確認を受けるものとする。事業実施計画書には別紙 7 に記載した事項を記載しなければならない。また、提案書記載内容についても、事業実施計画書に盛り込むものとする。ただし、事業実施計画書が、本件業務委託の主旨を踏まえていなかった場合、発注者は受注者に対し必要に応じて改善を要求することができるものとする。受注者は、当該改善を行った事業実施計画書を、業務開始日までに、発注者に提出して確認を受けなければならない。

- 2 受注者は、事業実施計画書を基に受注者が実施する運転管理業務及び保全管理業務等に係る年間及び月間計画を示した業務実施計画書を作成し、当該年及び当該月における業務開始 7 日前までに、発注者に提出し、確認を受けるものとする。業務実施計画書には別紙 7 に記載した事項を記載しなければならない。ただし、業務実施計画書の内容と、事業実施計画書で示した運転管理計画や保全管理計画等との整合が確認できなかった場合、発注者は受注者に対し必要に応じて改善を要求することができるものとする。受注者は当該改善を行った業務実施計画書を、業務開始日までに発注者に提出し、確認を受けなければならない。
- 3 受注者は、業務実施計画書に基づき本件業務を実施するものとする。発注者は、業務実施計画書に基づき本件業務が行われていないおそれがあると判断した場合、受注者に説明を求めることができる。発注者は、受注者の説明を受けたうえで、なお業務実施計画書に基づき本件業務が行われていないと認めた場合、受注者に改善（業務実施計画の見直しを含む）を指示することができる。
- 4 受注者が事業・業務実施計画の変更を希望する場合、受注者は、変更希望日の 7 日前までに変更理由及び変更内容を発注者に書面で提出するものとする。
- 5 発注者は、事業・業務実施計画書に記載された提案書記載内容について、受注者が実施していない、又は達成できていないことを認めた場合、別紙 15 に定める手続きにより、受注者に対

し業務委託費の減額等を請求することができる。

(許認可の取得等)

第 12 条 受注者は、法令上、別紙 8 に定める資格を有する者が実施すべき業務を実施する際には、それぞれ必要な資格を有する者に担当させるものとする。

2 受注者は、発注者から、本件業務を遂行するために必要な事務室等の使用許可を取得するものとする。

3 受注者は、前項のほか、本件業務の実施に必要なその他の許認可等について、自らの責任と費用をもって取得し業務に当たるものとする。

### 第 3 章 運転管理業務

(流入基準)

第 13 条 発注者は、流入水の水量及び水質が、別紙 4 の流入基準を満たすよう、下水道管理者として努めるものとする。

2 発注者は、その故意又は過失によって流入基準に反する水量及び水質の流入水を流入させたことにより受注者に損害を生じたさせた場合、受注者に対しその損害（本契約に基づき追加費用として支払われた費用相当分を除く。）を賠償する責任を負うものとする。

(放流水質契約基準または放流水質法定基準を満たさない場合)

第 14 条 受注者は、流入水を別紙 5 に定める放流水質基準に適合させて放流する義務を負うものとする。ただし、第 16 条第 2 項又は第 16 条第 4 項において、受注者の責任が問われない場合はこの限りではない。

2 放流水質法定基準が達成されなかったときは、受注者は達成されていないことが判明した時点で直ちに発注者へ報告するとともに、応急処置（場合によっては、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 14 条の二による措置）をとる。

3 前条の流入基準が満たされているにもかかわらず、別紙 5 に定める放流水質契約基準又は放流水質法定基準が達成されなかったときは、別紙 9 に規定される対応手順に基づき、発注者は、要求水準の未達の内容を明示した上で、受注者に対して改善計画書の提出を命じることができる。受注者は改善計画書の提出を命じられてから 24 時間以内に改善計画書を発注者に提出しなければならない。受注者は発注者に確認を受けた後、改善計画書に従い本件業務を行うものとする。

4 前条の流入基準が満たされているにもかかわらず、放流水質契約基準が達成されなかったときは、発注者は、別紙 9 及び別紙 15 に定められた基準にしたがい業務委託費の減額をすることができる。



- 5 前条の流入基準が満たされているにもかかわらず、放流水質法定基準が達成されなかったときは、発注者は、別紙 9 及び別紙 15 に定められた基準にしたがい業務委託費の減額、第 33 条による本契約の解除、第 30 条による損害賠償の請求及び第 35 条による違約金の請求等を行うことができる。
- 6 別紙 9 に示す、発注者と受注者の双方に責を帰すことができない事由により放流水質契約基準又は放流水質法定基準が達成されなかったときは、前 2 項の規定にかかわらず、発注者は、業務委託費の減額、本契約の解除、損害賠償の請求又は違約金の請求等を行わないものとする。また、発注者と受注者の双方に責を帰すことができない事由により放流水質契約基準又は放流水質法定基準が達成されなかった場合、受注者は、受注者に生じた追加費用（受注者の故意若しくは過失により生じ又は増加した費用を除く。）を発注者に請求することができるものとする。

（流入水の水量、水質の変化の把握）

第 15 条 受注者は、流入水量及び水質の監視を行い、流入水の水量又は水質が別紙 4 の範囲を逸脱している場合、速やかに発注者に報告するものとする。

- 2 発注者は、流入水量及び水質について、流入基準未達を生じさせる可能性の高い事実の発生を知った場合、速やかに受注者に通知するものとする。

（流入水が流入基準を満たさない場合）

第 16 条 流入水が水質に関する流入基準を満たさなかった場合においても、受注者は、放流水質契約基準又は放流水質法定基準を達成することができるよう努めるものとし、発注者から指示がある場合はそれに従うものとする。

- 2 第 1 項の場合、放流水が放流水質契約基準又は放流水質法定基準を満たしていないとき、受注者は責任を負わない。また、受注者は、発注者に対し、これにより生じた追加費用を別紙 15 に従い請求することができる。ただし、受注者が本条第 1 項に違反した場合又は受注者に故意又は過失がある場合はこの限りではない。

- 3 受注者は、流入水が、別紙 4 に示す水量に関する流入基準を満たさなかった場合、別紙 10 に従い対応するものとする。

- 4 第 3 項の場合においては、放流水が放流水質契約基準又は放流水質法定基準を満たさない場合においても、受注者は責任を負わず、これを理由とする業務委託費の減額、本契約の解除、損害賠償の請求及び違約金の請求等を行われたいものとする。ただし、受注者が本条第 3 項の対応方法に従わなかった場合又は受注者に故意又は過失がある場合はこの限りではない。

（その他の運転に関する条件）

第 17 条 流入水の処理に伴い発生する汚泥等の処理は、別紙 5 に定めるところによる。

- 2 流入基準が満たされているにもかかわらず、受注者が別紙 5 に定める汚泥処理の条件を満た

していなかったときは、別紙 9 の対応手順に基づき、発注者は、要求水準の未達の内容を明示した上で、受注者に対して改善計画書の提出を命じることができる。受注者は改善計画書の提出を命じられてか 24 時間以内に改善計画書を発注者に提出しなければならない。受注者は発注者に確認を受けた後、改善計画書に従い本件業務を行うものとする。

- 3 流入基準が満たされているにもかかわらず、受注者が別紙 5 に定める汚泥処理の条件を満たしていなかったときは、発注者は、別紙 9 及び別紙 15 に定められた基準にしたがい業務委託費の減額をすることができる。
- 4 別紙 9 に示す、発注者と受注者の双方に責を帰すことができない事由により、受注者が別紙 5 に定める汚泥処理の条件を満たせないときは、前項の規定にかかわらず、発注者は、業務委託費の減額等は行わないものとする。また、発注者と受注者の双方に責を帰すことができない事由により、受注者が別紙 5 に定める汚泥処理の条件を満たせないときは、受注者は、受注者に生じた追加費用（受注者の故意若しくは過失により生じ又は増加した費用を除く）を発注者に請求することができるものとする。
- 5 別紙 5 に定める目標水質達成率Ⅰが満たされなかったときは、発注者は、別紙 9 及び別紙 15 に規定された基準に従い業務委託料の減額、本契約の解除、損害賠償の請求及び違約金の請求をすることができる。
- 6 別紙 5 に定める目標水質達成率Ⅱが満たされたときは、発注者は、別紙 15 に基づき業務委託料の増額を行う。

#### （引継事項）

第 18 条 受注者は、業務開始後可能な限り速やかに当該施設特有の運転方法や留意事項等を記載した引継事項（本契約の終了又は解除後に本件施設を運転する者に必要となる事項として、別紙 11 に規定された内容を含むものとする。以下「引継事項」という。）を作成し、本契約が終了するまで、本件施設に備えおくものとする。受注者は、引継事項を作成したときは、速やかに発注者に提出するものとする。

- 2 発注者は、いつでも、受注者に対し引継事項の内容の説明を求めることができる。
- 3 受注者は、必要に応じて、引継事項の内容を変更するものとする。受注者は、引継事項の内容を変更したときは、発注者に対し、速やかに引継事項を変更した旨を報告するものとする。

## 第 4 章 保全管理業務

#### （本件施設の保全管理）

第 19 条 受注者は、別紙 2 に記載された本件施設の保全管理業務を行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、理由の如何を問わず受注者選定要項に添付された修繕・改築等の工事予定書（以下「工事予定書」という。）に規定する施設の更新を発注者が行っていないこと

により、前項の義務を履行することが著しく困難であると合理的に判断される設備については、受注者は前項の義務を負わないものとする。

#### (修繕)

第 20 条 本件施設において、設備等の修繕の必要が生じた場合、受注者は、修繕が必要である設備の現況及びその理由を速やかに書面により発注者に対し報告するものとする。

2 発注者は、前項の報告があった場合において、受注者に、受注者の費用において設備等の修繕を要求することができる。ただし、当該修繕は、その費用が 1 件当たり 130 万円 未満（見積り、税込）とし、その判断は受注者の見積を勘案して発注者が行うものとする。

3 受注者は、緊急の必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、必要最低限の修繕を行うものとし、その費用の負担については発注者及び受注者との協議によるものとする。

4 受注者は、修繕計画を各年度単位で履行することを基本とする。なお、当該修繕は、1 年間で 1,800 万円(税抜)とするが、この額を年間の限度額とせず、5 年間の履行期間中効率的な修繕計画を立てて行うものとする。

#### (施設等の改善請求)

第 21 条 受注者は、本件業務を実施する上で、発注者の責に帰すべき事由により本件施設に関わる施設、設備及び機器等に支障が生じた場合、発注者に対しその改善請求を行うことができる。

2 受注者は、前項の改善請求を行う場合、次の事項を明らかにした改善請求書を提出しなければならない。

一 改善が必要な理由

二 必要な改善措置案

三 正常な管理を行ってきた記録（証拠の添付）

3 発注者は、改善請求書の提出があった場合、受注者と協議し、発注者は必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。

#### (回復措置請求)

第 22 条 第 29 条第 1 項及び第 2 項に規定する履行監視・評価の結果、第 19 条に規定された保全管理がなされていないと発注者が判断した場合、発注者は、違反内容を明示した上で、受注者に対して改善計画書の提出を命じることができる。受注者は、改善計画書の提出を命じられてから 7 日以内に改善計画書を発注者に提出し、発注者の確認を受けるものとする。受注者は、確認を受けた改善計画書に従い本件業務を行うものとする。

2 発注者は、前項の期限内に受注者が改善計画書を提出しない場合（改善計画書により、指摘された違反内容を是正することができないと認められる場合を含む）、又は改善計画書どおりに

本件業務が行われていない場合、求める措置の内容とその理由を記載した書面により、受注者に施設機能の回復に必要な措置を受注者の負担により行うことを請求することができる（以下「回復措置請求」という。）。

- 3 受注者は、回復措置請求の全部又は一部に不服がある場合、発注者に対し、前項の書面の交付を受けた後14日以内に不服の内容を記載した書面を提出することにより、回復措置請求の全部又は一部の撤回を求めることができる。
- 4 発注者は、前項の書面を受領した後14日以内に、受注者に対して、回復措置請求を撤回するか否かを書面により通知するものとする。
- 5 前項により撤回をしない旨の通知がなされた場合、受注者及び発注者はそれぞれの主張の根拠となる資料を前項の通知の日から14日以内に相手方に対して提出するものとする。
- 6 前項によっても意見が一致しない場合、発注者及び受注者は、専門家による仲裁を請求することができる。仲裁人は、発注者及び受注者と利害関係を有せず、かつ本件業務について十分な知識を有する者の中から、発注者及び受注者が1名ずつ選任し、選任された仲裁人が協議によりさらに1名を選任する。仲裁は、3名の仲裁人による多数決により行うものとする。仲裁に要する費用は自らが選任した仲裁人については各自が負担するものとし、仲裁人により選任された仲裁人については、その主張が認められなかった当事者が負担するものとする。
- 7 前項による仲裁の結果は、両当事者を拘束するものとする。
- 8 発注者は、公共の利益のためにやむをえない事情があると考えた場合、本条第3項から第5項に規定された手続きがなされ、又は、本条第6項による仲裁がなされている期間においても、回復措置請求を遵守するよう受注者に命じることができる。ただし、本条第3項から第5項に規定する手続きにより回復措置請求が不適切であったことが判明した場合、又は、本条第6項による仲裁により回復措置請求が不適切であったと判断された場合、発注者はこれによって受注者に生じた損害を賠償するものとする。

## 第5章 環境計測、業務報告等

（要求水準を満足しない場合の対応）

第23条 受注者は、別紙5に示す要求水準を満たしているかを確認するため、別紙12に示す計測を行う。計測の結果、別紙5に示す要求水準を満たしていない場合、受注者は第14条から第17条及び別紙9に規定された措置を行うものとする。

- 2 受注者は、前項に定める計測の結果並びに受注者が行った措置について、第24条の規定に従って計測項目ごとに発注者に報告する。

（業務の報告）

第24条 受注者は、本件施設の点検及び第23条に規定する環境計測の結果について、別紙13

に従い日誌を作成する。受注者は、発注者から請求があった場合、速やかに日誌を発注者に提出するものとする。

- 2 受注者は、月報及び年報を作成し、発注者に提出する。月報及び年報に記載すべき事項は別紙 13 によるものとする。
- 3 発注者は、日誌、月報及び年報の内容について、受注者に説明を求め、また、必要な範囲で、受注者が本件業務に関し所持しているその他の資料の提出を求めることができる。
- 4 受注者は、作成した日誌を、契約期間終了後に発注者へ提出するものとする。契約期間終了後、5年間保存するものとする。
- 5 受注者が発注者に提出すべき書類の各種様式は、発注者、受注者双方で調整して定めるものとする。

## 第 6 章 発注者の義務

(委託費等の支払)

- 第 25 条 発注者（発注者から委託を受けた機関を含む）は、前条第 2 項の月報を受領したときは、その日から 10 日以内に業務の完了を確認するための月間業務完了検査を行い、受注者にその結果を通知する。
- 2 受注者は、前項の検査に合格したときは、別紙20に定める毎月の業務委託料の支払いを請求することができる。
  - 3 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、請求書を受領した日から起算して30日以内に業務委託料を支払わなければならない。ただし、発注者の支払い手続き時において、受注者が本契約に違反している場合に限り、発注者は、業務委託料の支払いを留保することができる。
  - 4 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。
  - 5 前項の損害金の額は、業務委託料（発注者が特約事項又は設計図書において部分引渡しを求めた場合においては、当該部分引渡しに係る業務委託料を控除した額とする。）につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第 8 条第 1 項本文に規定する財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する割合（この場合における年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した額とする。
  - 6 発注者の責めに帰すべき理由により、本条第 3 項の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第 8 条第 1 項本文に規定する財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する割合（この場合における年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間に

ついても、365日当たりの割合とする。)で計算した額の遅滞利息の支払を発注者に請求することができる。

(著しく賃金又は物価が変動した場合等の契約変更)

第 26 条 発注者又は受注者は、委託期間内で契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務委託費が不相当となったと認めるときは、相手方に対して業務委託費の変更を請求することができる。

2 大雨時等の緊急対応や災害時対応を受注者が行った場合に、発注者と受注者で協議を行い、発注者が精算することが適当と認められた場合には、受注者は、業務委託費の増額を請求することができる。

3 受注者の創意工夫又は効率的な運転管理により、ユーティリティ費用や修繕費を削減できた場合に、発注者と受注者で協議を行い、相手方に対して業務委託費の変更を請求することができる。

4 予期することのできない特別の事情により、契約期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務委託費が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、業務委託費の変更を請求することができる。

5 発注者又は受注者は、第 1 項から第 4 項までの規定に基づく請求があった時は別紙 16 に従い、委託費の見直しを行うものとする。

6 業務委託費は、請求のあった日を基準とし、変動前と変動後の物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合は発注者が定め、受注者に通知する。

7 第 1 項の規定による請求は、本条の規定により業務委託費の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく業務委託費変更の基準とした日」とするものとする。

8 前項の場合において、業務委託費の変更額については発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合は発注者が定め、受注者に通知する。

9 第 6 項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第 1 項又は第 7 項の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合は、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(施設の改築)

第 27 条 発注者は、第 19 条第 2 項に定める工事予定書に従い、本件施設の改築を行うよう努めるものとする。

- 2 発注者が前項の工事予定書に従った改築を行わなかったことにより受注者に発生する費用については、発注者の負担とする。
- 3 発注者は、工事予定書において規定されていない改築を行うことにより（工事予定書に従って更新された設備が工事予定書に記載された設備よりも性能がよい場合を含む）、受注者の運転に要する費用が減少した場合、発注者は減少した費用にかかる業務委託費の減額を請求することができる。ただし、減額する額は、発注者と受注者の協議により決定するものとする。
- 4 本件施設におけるマンホールポンプ場の対象施設数に増減があった場合、別紙 15 のとおりとする。

#### （契約不適合責任）

第 28 条 発注者は、引き渡された修繕部分が本契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、修繕部分の修繕のやり直し又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。（ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。）

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて業務委託費の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに業務委託費の減額を請求することができる。
  - 一 履行の追完が不能であるとき。
  - 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - 三 前号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

#### （履行監視・評価）

第 29 条 発注者は、随時、発注者の費用で、発注者又は発注者が選任した第三者機関（検査の適切な実施のために必要な技術力等を有すると認めた機関をいい、以下「機関」という。）に委託することにより、別紙 7 の事業・業務実施計画で定められた運転管理及び保全管理の手順・方法・頻度等のプロセスの履行状況の確認や、別紙 5 及び別紙 6 に記載した要求水準に対し、運転管理プロセスや保全管理プロセスによって得られた成果の評価を行うものとし、受注者はこれに協力するものとする。ただし、発注者は受注者の業務に支障が生じないよう努めなければならないものとする。

- 2 発注者（又は機関）は、前項の履行監視・評価を行うために、通常の営業時間内において、本件施設へ立ち入ること、また、適宜受注者に説明や必要な資料の提供を求めることができるも

のとし、受注者は、これに協力するものとする。

## 第 7 章 損害賠償

(損害賠償)

第 30 条 受注者の責に帰すべき事由により、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、受注者は発注者に対して、以下の事由により生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

一 第 14 条第 5 項に定める場合

二 第 19 条第 1 項に違反したことにより発注者に損害が生じた場合

三 第 32 条第 2 項に定める場合

四 前各号のほか、受注者の本契約規定への違反その他受注者の責に帰すべき事由により、発注者に損害が生じた場合

2 発注者の責に帰すべき事由により、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、発注者は受注者に対して、以下の事由により生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

一 第 13 条第 2 項に定める場合

二 前号のほか、発注者の本契約規定への違反その他発注者の責に帰すべき事由により、受注者に損害が生じた場合

3 受注者の責に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、受注者は当該第三者に対してその損害を賠償する義務を負う。受注者の責に帰すべき事由により発注者が第三者に対して損害賠償義務を負う場合、発注者は受注者に対して求償権を行使することができる。

4 発注者の責に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、発注者は当該第三者に対してその損害を賠償する義務を負う。発注者の責に帰すべき事由により受注者が第三者に対して損害賠償義務を負う場合、受注者は発注者に対して求償権を行使することができる。

5 発注者及び受注者は、別紙 17 に示す保険に加入するものとする。

6 本契約は、第三者に対して別紙 5 に示す放流水質契約基準による放流を保証するものではない。

(責任範囲)

第 31 条 受注者及び発注者の責任範囲については別紙 3 に従うものとする。

## 第 8 章 契約終了

(期間満了による終了)

第 32 条 期間満了により終了した場合、受注者は以下の義務を負う。

一 受注者は、新たに本件施設を運転する者に対し、本件施設が別紙 6 に示す保全管理等要求水



準を満たしている状態で本件業務を引き継ぎ、また引継事項その他必要な図書を引き渡すものとする。

二 受注者は、業務期間満了時において、発注者から貸与された備品・材料品類と同等かつ同数量以上のものを発注者に引き渡すものとする。

三 受注者は、業務期間満了時において、自家発電設備及び可搬式発電機用の燃料については、燃料槽及び燃料タンクを満タンにて発注者に引き渡すものとする。

2 発注者は、自ら、又は本項に基づく評価の適切な実施のために必要な技術力等を有すると認められた機関に委託することにより、契約終了の60日前から30日前までの期間内において発注者が決定した日に、施設機能の評価を行う。施設機能の評価の結果、本件施設が保全管理等要求水準を満たしていないと発注者が判断した場合、発注者は、受注者に対し、本件施設が保全管理等要求水準を満たすために必要な措置を受注者の負担において行うことを請求することができる。ただし、発注者は、施設機能の評価を実施した日から14日以内に、請求するものとする。

3 前項の評価後契約終了時まで、本件施設について別紙6に示す保全管理等要求水準の未達が発見された場合、発注者は、これにより発注者に生じた損害及び費用を受注者に請求することができる。ただし、発注者は、契約終了後14日以内に、違反の内容を受注者に対して通知するものとする。

4 本条第2項による請求がなされた場合、第22条第3項から第7項の規定を準用する。

(発注者による契約解除)

第33条 受注者について、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、発注者は、受注者に対する通知により直ちに契約を解除することができる。ただし、債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

一 正当な理由なく、業務の着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

二 第4条に掲げる者を設置しなかったとき。

三 第14条第5項に該当する場合（ただし、別紙9で定められた契約解除の条件を満たす場合に限る）。

四 第22条に基づく回復措置請求に正当な理由なく従わない場合。ただし、受注者による不服の申立てにより同条第3項から第5項に規定する手続きがなされている期間及び同条第6項による仲裁がなされている期間においては、回復措置請求に従わないことを理由に解除することはできない。

五 第38条第1項の表明・保証に違反した場合。

六 前各号のほか受注者が本契約の規定に違反し、発注者が是正を催告したにもかかわらず、催告した日から14日以内に正当な理由なく違反が是正されなかった場合。

七 小切手又は手形の不渡があった場合（ただし、2号不渡を除く）。

- 八 本契約等に基づく業務が困難であると合理的に認められる場合。
- 九 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
- ア 役員等（役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下、「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 受注者がアからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- ク 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始（受注者が株式会社である場合に限る。）若しくは特別清算手続開始（受注者が株式会社である場合に限る。）、その他これらに類似する倒産手続開始の申立てがあったとき。
- 十 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定により、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該契約金額について減額又は削除があった場合には、発注者は、本契約を変更又は解除することができる。
- 2 第1項の規定にかかわらず、発注者は1ヶ月前までに通知をすることにより、いつでも本契約を終了させることができる。ただし、契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、本契約の当該年度の契約額を上限とし、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額及びその支払期限は、発注者と受注者とが協議して定める。
- 3 第32条第1項の規定は本条の規定により契約が終了する場合に準用する。また、本条の規定により契約が終了する場合、発注者が施設機能の評価を行う。施設機能の評価の結果、本件施設が保全管理等要求水準を満たしていないと発注者が判断した場合、発注者は、受注者に対し、これらの条件を満たすために必要な措置を受注者の負担において行うことを受注者に対して請求することができる。

4 前項による請求がなされた場合、第 22 条第 3 項から第 7 項の規定を準用するものとする。

(談合等による契約解除)

第 34 条 発注者は、受注者が本契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条の規定による排除措置命令、第 62 条第 1 項の規定による納付命令又は第 64 条第 1 項の規定による競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。
  - 二 受注者が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
  - 三 前二号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、受注者が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。
  - 四 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人。）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号により規定する刑が確定したとき。
- 2 前条第 3 項及び第 4 項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

(違約金)

第 35 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、業務委託費の 100 分の 10 を違約金として発注者の指定する期日までに発注者に支払うものとする。

- 一 第 33 条第 1 項及び第 34 条の規定により本契約が解除されたとき。
  - 二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責に帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 2 次のいずれかに掲げる者が本契約を解除した場合は、前項第二号に該当するときとみなす。
- ア 発注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
  - イ 発注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
  - ウ 発注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第 7 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第 1 項の違約金に充当することができる。

(損害賠償の予定)

第 36 条 受注者は、第 34 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、本件業務の終了の前後を問わず、又は発注者が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、業務委託費の 100 分の 10 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、同項第一号から第三号までのうち処分その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売の場合その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による損害賠償金は、受注者が共同企業体であり、かつ、既に当該共同企業体が解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に請求をすることができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して損害賠償金を発注者に支払わなければならない。

3 第 1 項の規定による損害賠償金は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により受注者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

(受注者による契約解除)

第 37 条 受注者は、発注者が各号のいずれかに該当した場合は、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

一 発注者が、業務委託費の支払いを 1 ヶ月以上遅延した場合

二 受注者の責に帰さない事由により、本件業務の遂行が不可能となった場合

三 第 38 条第 2 項の表明・保証に違反した場合

2 前項により契約が解除された場合、受注者は、発注者に対して、これにより生じた損害を請求することができる。

3 第 33 条第 3 項及び第 4 項の規定は本条の規定により契約が終了する場合に準用する。

4 第 1 項に定める場合が受注者の責に帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、契約の解除をすることができない。

## 第 9 章 その他

(表明及び保証)

第 38 条 受注者は、発注者に対し、本契約締結日現在において、次の各号に掲げる事実を表明し、保証する。

- 一 受注者による本件業務の遂行が受注者に適用される一切の法令に違反しないこと。
  - 二 第 33 条第 1 項第一号から第七号に規定する事由が生じていないこと。
  - 三 公租公課を滞納していないこと。
  - 四 本件業務の遂行に重大な悪影響を及ぼすおそれのある裁判手続又は行政手続が、裁判所又は公的機関（国、地方公共団体及び自主規制団体を含む。）において提起又は開始されておらず、また、受注者の知る限りにおいて、そのおそれが生じていないこと。
  - 五 発注者から指名停止の処分を受けていないこと。
  - 六 本契約に関し、受注者が発注者に対して提供した情報がその重要な点においてすべて正確であること。
- 2 発注者は、受注者に対し、本契約締結日現在において、次の各号に掲げる事実を表明し、保証する。
    - 一 発注者が受注者に交付した書面が、重要な点においてすべて正確であること。
    - 二 本契約の締結に必要な手続きをすべて完了していること。
  - 3 前項に規定された事項に変更が生じた場合、発注者又は受注者は、それぞれの相手方に対して速やかに通知するものとする。

（発注者による委託内容の変更）

- 第 39 条 発注者は、法令の変更、技術の革新その他の理由により本件業務の内容の変更を希望する場合、受注者に対して、変更を希望する日（本条において「変更日」という。）の 3 ヶ月前までに変更案（業務委託費部分を含まない。本条において「変更案」という。）を提出するものとする。なお、発注者は、事前に変更案について受注者の意見を聞くよう努めなければならない。
- 2 受注者は、前項の変更案を受領した場合、変更案を受領してから 1 ヶ月以内に、発注者に対し、変更案に対応する業務委託費に関する見積り（応募の際に添付した費用内訳書と同様の内容及び別紙 15 と同様の内容を含むものとする）を提出するものとする。
  - 3 発注者は、受注者に対し、前項の見積りを受領してから 1 ヶ月以内に前項の見積りを承諾するか否かを通知しなければならない。承諾する旨の通知がなされた場合、変更日をもって本契約は変更案及び見積りに従って変更されるものとする。
  - 4 発注者が見積りを承諾しない旨を受注者に対して通知した場合、発注者及び受注者の協議により変更案及び業務委託費を定めるものとする。本項の協議が前項の通知を受け取った後 1 ヶ月以内に成立しない場合（なお、この期間については両者の合意の上変更することができる）、発注者は変更案の撤回又は契約の終了のいずれかを受注者に対して通知するものとする。発注者が契約の終了を通知した場合、変更日の前日に本契約は終了するものとする。本項により契約が終了した場合、第 32 条及び第 33 条第 2 項ただし書を準用する。
  - 5 発注者は、公益上やむをえない事由がある場合、第 1 項の期間を短縮することができる。こ

の場合、受注者は変更案の受領後、可能な限り速やかに第2項の見積りを提出しなければならない。

(受注者による委託内容の変更)

第40条 受注者は、本件業務の内容の変更を希望する場合、発注者に対して、変更を希望する日(本条において「変更日」という。)の3ヶ月前までに変更案(業務委託費部分を含む。本条において、「変更案」という。)を提出するものとする。なお、受注者は、事前に変更案について発注者の意見を聞くよう努めなければならない。

2 発注者は、受注者に対し、前項の変更案を受領してから1ヶ月以内に変更案を承諾するか否かを通知しなければならない。承諾する旨の通知がなされた場合、変更日をもって本契約は変更案に従って変更されるものとする。なお、変更案は、両者協議の上変更できるものとする。

(不可抗力)

第41条 暴風、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、争乱、暴動、その他通常の前項を超えた自然的若しくは人為的な事象であって、発注者及び受注者の責に帰すことができない事由(流入水質及び流入水量が、別紙4に示す流入基準から著しく逸脱している場合を含む。以下、「不可抗力」という。)により、本件業務が著しく困難となった場合又は本件施設に損傷を及ぼす可能性が生じた場合、受注者は、発注者の指示に従い対応するものとし、また、施設への被害、業務への影響を軽減することができるよう努めるものとする。これにより発生する費用は、発注者の負担とする。ただし、受注者の故意又は過失によって要した費用が増加した場合は、当該増加分は受注者の負担とする。

2 前項に規定する本件施設の損傷により、本件業務を行うことができなかった期間の業務委託費については、発注者と受注者の協議により決定するものとする。

3 本件施設の損傷により委託内容を変更する必要がある場合、発注者は、必要である範囲内において、委託内容を変更することができる。また、本件施設の損傷により本契約の継続が著しく困難である場合、発注者は直ちに本契約を解除することができるものとする。

4 前項の委託内容の変更又は本契約の解除により生じた費用については、発注者の負担とする。

(経費の負担)

第42条 受注者が業務履行上負担する経費は、別紙14に定めるものとする。

(契約の変更)

第43条 第39条から第41条に定めるほか、本契約は両当事者の書面による合意によらなければ変更することができない。

(契約上の地位の譲渡等)

第 44 条 受注者は、本契約に基づく権利若しくは義務又は契約上の地位を第三者に譲渡し、また、本契約に基づく権利について質権その他の担保権を設定することはできない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託)

第 45 条 受注者は、本件業務の全部又はその主たる部分を、第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(通知)

第 46 条 本契約に規定された通知は、本契約に別段の規定がある場合を除き、書面（ファックス及び電子メールを含む）により行うものとする。ただし、ファックス又は電子メールにより通知を行った場合、別途合意した場合を除き、速やかに同一の内容の書面を郵送するものとする。

2 発注者の受注者に対する通知は、発注者の定める方式により受注者が発注者に届け出た場所に対して行うものとする。

3 前項の届出内容に変更があった場合、受注者は速やかに発注者に届け出なければならない。

(秘密保持)

第 47 条 発注者及び受注者は、次の各号に該当する場合及び本契約において別段の定めがある場合を除き、本契約の履行に伴い相手方から入手した相手方に関する情報（事業実施計画を含む。）を、第三者に対して開示しないものとする。

一 本契約締結時に公知である情報、又は情報を受領した当事者の責に帰すべき事由によらずに本契約締結後に公知となった情報を開示する場合。

二 第三者から適法に入手した情報を開示する場合。ただし、第三者からの情報の入手について守秘義務が課せられていない場合に限る。

三 契約締結時に、守秘義務を負うことなく適法に所持していた情報を開示する場合。ただし、本契約締結に関連して相手方に開示された情報を除く。

四 法令・条例により開示が義務付けられる場合（議会の開示請求がある場合を含む。）において、法令・条例上必要である範囲内において開示する場合。

五 発注者又は受注者の弁護士、公認会計士又は税理士に対して、必要である範囲内において開示する場合。。

六 相手方が書面により承諾した場合。

七 本契約が第 33 条又は第 34 条のいずれかにより解除された場合において、解除後に本件施設に関する業務を承継する者に対して事業実施計画を開示する場合。

2 前項の義務は本契約終了後も存続するものとする。

(個人情報の保護)

第 48 条 受注者は、本契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙 18 を守らなければならない。

(準拠法及び管轄裁判所)

第 49 条 本契約は日本国の法令に従って解釈されるものとする。

2 発注者及び受注者は、本契約に関する一切の紛争については、発注者の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。



別紙1 対象施設

施設の名称と所在地

施設の名称		所在地	
処理施設	妙田下水処理場 ※1	延岡市東浜砂町1375番地	
	一ヶ岡下水処理場	延岡市北一ヶ岡1丁目1番地21	
	衛生センター（し尿処理施設） ※1	延岡市東浜砂町1496番地	
ポンプ場等	合流	紺屋町ポンプ場	延岡市紺屋町2丁目1番地10
		須崎町ポンプ場	延岡市須崎町4番地8
		中島町ポンプ場	延岡市中島町2丁目172番地1
	分流	西階汚水中継ポンプ場	延岡市大貫町1丁目3013番地1
		土々呂第1汚水中継ポンプ場	延岡市土々呂町1丁目511番地
		別府汚水中継ポンプ場	延岡市別府町3389番地1
		川原崎汚水中継ポンプ場	延岡市昭和町3丁目1922番地2
		大武汚水中継ポンプ場	延岡市大武町5433番地1
		雨水	土々呂雨水ポンプ場
	伊形雨水ポンプ場	延岡市下伊形町1745番地1	
	古川雨水ポンプ場	延岡市古川町627番地3	
	富美山第1雨水ポンプ場 ※2		
	マンホールポンプ(MP)場 166ヶ所 雨水排水施設等 5ヶ所	「主要設備一覧」と「マンホールポンプ場等位置図」を参照のこと	

※1 下水道広域化推進総合事業により、令和4年度から汚泥共同処理施設の整備を予定。

※2 令和8年度から供用開始予定。

## 別紙2 業務範囲

受注者の行う業務範囲は、以下のとおりとする。

### (1) 運転管理業務

- 1) 流入水の処理に必要な施設の運転操作及び24時間監視（別紙10に示した対応を含む）

### (2) 施設管理業務

- 1) 別紙1に示す対象施設の電気設備、機械設備及び建築設備の日常的な保守、点検及び点検によって発見された異常箇所等について、正常状態に復帰させるために行う調整（汎用工具と汎用部品を用いて現場にて実施できる程度の範囲内とする）
- 2) 別紙1に示す対象施設の電気設備、機械設備及び建築設備の機能を保つために必要な消耗品の交換
- 3) 別紙1に示す対象施設の電気設備、機械設備及び建築設備の修繕業務（1件当たり130万円未満）
- 4) 施設管理等（清掃、緑地管理、警備等）

### (3) 環境計測、業務報告等

- 1) 別紙14に示す環境計測
- 2) 運転データ、保守・点検業務の記録、保管
- 3) 事業実施計画書の作成
- 4) 必要なユーティリティ（薬品、燃料、消耗品、電力、水道等）の手配
- 5) ユーティリティ（薬品、燃料、消耗品、電力、水道等）の管理
- 6) 見学者対応及び発注者の行う見学者対応への協力
- 7) 発注者の業務分析等に必要データの提供
- 8) 発注者の行う施設、設備等の新設、改築、更新等の修繕工事等、臨時作業への協力
- 9) 施設機能状況報告書の作成
- 10) 下水処理過程で発生する廃棄物の搬出補助
- 11) 処理場、ポンプ場等の施設及び場内から発生する廃棄物の搬出補助

別紙3 責任範囲

リスク分担表

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			発注者	受注者
共通	契約締結リスク	発注者の責めにより契約を結べない、又は契約手続きに時間を要する場合	○	
		受注者の責めにより契約を結べない、又は契約手続きに時間を要する場合		○
		本委託契約に関する議決が得られない場合	○	
	法令等の変更リスク	本委託に直接関係する法令等の変更	○	
		本委託のみではなく、広く一般的に適用される法令等の変更		○
	第三者賠償リスク	受注者の行う業務に起因する事故、受注者の業務の不備に起因する事故などにより第三者に与えた損害		○
		受注者の委託範囲において、運営段階における浸水、騒音、振動、悪臭等による場合		○
		上記以外のもの	○	
	住民問題リスク	本委託業務を行政サービスとして実施することに関する住民反対運動、訴訟	○	
		受注者の業務実施に伴い生じる住民反対運動、訴訟		○
	環境保全リスク	受注者が行う業務に起因する環境問題（周辺水域の悪化、騒音、振動、悪臭等）		○
		上記以外のもの	○	
	委託業務中止・延期に関するリスク	発注者の指示、議会の不承認によるもの	○	
		発注者の債務不履行によるもの	○	
受注者の業務放棄、破綻によるもの			○	
物価・金利変動リスク	委託期間のインフレ・デフレ	○		
不可抗力リスク	天災、暴動等による委託業務の変更・中止・延期	○		
運転・維持管理	計画変更リスク	委託業務内容・用途の変更に関するもの	○	
	下水の水量変動リスク	水量の変動に伴う変動費の増減	○	
	下水の水質、汚泥含水率変動リスク	流入水による場合かやむを得ない場合による経費の増加	○	
		上記以外の経費の増加		○
	突発修繕費の増大リスク	受注者の責めによる補修費の増大		○
		上記以外によるもの	○	
	施設損傷リスク	施設の劣化に対して、受注者が適切な維持管理業務を実施なかったことに起因する施設の損傷		○
		発注者の責めにより施設が損傷した場合	○	
上記以外のもの		○	○	

#### 別紙4 流入基準

##### (1) 水量に関する流入基準

水量に関する流入基準は、以下のとおりとする。

流入水の水量

事業計画値 (計画目標年次：令和5年度)	妙田		一ヶ岡	
	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /時	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /時
日平均流入水量	35,537	1,481	8,926	372
日最大流入水量	44,963	1,873	11,339	472
時間最大流入水量	71,816	2,992	19,632	818
雨天時最大流入水量	104,236	4,343	---	---
晴天時処理能力	51,200	2,133	13,050	540

##### (2) 水質に関する流入基準

水質に関する流入基準は、下表のとおりとする。

流入水の水質

項目	範囲
水温(°C)	45未満
pH	5以上 9未満
BOD(mg/L)	600未満
SS(mg/L)	600未満
窒素(mg/L)	120未満
リン(mg/L)	16未満

計画流入水質は、下表のとおりである。

流入水の水質

項目	妙田	一ヶ岡
BOD(mg/L)	200	200
SS(mg/L)	160	160

##### (3) 流入予測水量

業務期間中の流入予測水量は、以下のとおりである。

流入予測水量 (m<sup>3</sup>/年)

年度	妙田	一ヶ岡
令和4年度	13,447,100	2,647,530
令和5年度	13,593,100	2,623,240
令和6年度	13,521,300	2,598,950
令和7年度	13,406,950	2,568,590
令和8年度	13,333,950	2,559,480

## 別紙5 運転管理要求水準

### 1) 放流水質に関する基準

#### (1) 要求水準項目 (放流水質)

項目	放流水質 法定基準	放流水質 契約基準	目標水質 達成率 I	目標水質 達成率 II
pH	5.8～8.6	6.0～8.0		
BOD (mg/L)	15	9.0	50 %	
C-BOD (mg/L)		9.0	50 %	80 %
SS (mg/L)	40	10	50 %	
大腸菌群数(個/ml)	3,000	3,000		

#### (2) 目標水質 (放流水質)

項目	妙田	一ヶ岡
BOD	4.0mg/L	4.5 mg/L
C-BOD	3.8 mg/L	4.0 mg/L
SS	4 mg/L	4 mg/L

ただし、BOD と SS の目標水質達成率 II は設定しない。

#### (3) 放流水質基準が対象となる水質検査 (環境計測)

	放流水質 法定基準	放流水質 契約基準	目標水質 達成率 I	目標水質 達成率 II
発注者及び水質等測定業務 受託者が行う水質検査	○	○	○	○
受注者が行う水質検査	○	○		

目標水質達成率は、発注者及び水質等測定業務受託者が行う水質検査を対象とし、年間 24 回実施予定である。会計年度ごとに達成率を計算し、達成の可否を判断する。達成率 50%とは、年間 24 回測定のうち 12 回以上が各目標水質値以下であることをいい、達成率 80%とは、年間 24 回測定のうち 20 回以上が各目標水質以下であることをいう。

受注者は、法定基準又は契約基準の未達となる期間を把握するために、当該放流基準の未達が最初に確認された時点から、当該放流基準が未達でないことが確認できるまで、1 日 1 回以上水質測定を行い、放流水質を把握する。また、放流水及び最終沈殿池越流水に設置している水質監視計器類の測定値も、この期間の把握に使用するため、トレンドグラフ等の測定値を整理しておくこと。

発注者は、受注者が行う水質測定及び水質等測定業務受託者の結果をもって、放流基準の未達の期間を確認する。

なお、業務期間中に法定基準が改正された場合に、当該数値が契約基準より小さい値となる項目がある場合は、その値を当該項目に係る契約基準とする。

## 2) 汚泥処理に関する基準

### (1) 汚泥脱水に関する基準

受注者は、脱水汚泥の含水率を以下の基準に適合させ処分する。

#### 脱水汚泥の基準値

項目	基準値
含水率 (%)	81.0 以下

脱水汚泥の含水率は、施設稼働日において1日に1回以上は測定すること。なお、簡易法による測定結果は、契約基準を満たしていることの判断には用いないものとする。ただし、当該結果により契約基準を満たしていないおそれがあると考えられる場合は、速やかに公定法による含水率の測定を行うものとする。

処分にあたっては、発注者が別に委託する下水汚泥処理処分業者への引き渡しまでを行い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づくマニフェスト発行等の業務を本業務に含むものとする。

汚泥共同処理施設の整備に伴い、脱水汚泥の基準値を変更する必要がある場合は、協議により基準値を決定するものとする。

## 3) 悪臭に関する基準

### (1) 悪臭に関する基準

悪臭の基準値は、以下のとおりである。

#### 悪臭の基準値

項目	基準値 (ppm)
アンモニア	1
メチルメルカプタン	0.002
硫化水素	0.02
硫化メチル	0.01
二硫化メチル	0.009

一ヶ岡下水処理場や中継ポンプ場等は、住宅地に隣接しているため、周辺環境へ配慮した運転を行うこと。

悪臭物質について、適時、敷地境界線にて測定を行うこと。

## 別紙6 保全管理等要求水準

- (1) 下水道施設を予防保全的な管理により適正に維持管理することは、排水・処理機能の停止等の事故の未然防止を図るとともに、既存施設を活用し、その耐用年数の延伸に寄与するために重要であるため、本件施設の機能が劣化しないよう、また、予防保全的な視点による日常的な保守点検等を実施し、施設を正常な状態に維持すること。
- (2) 契約期間終了時、全ての施設が通常の施設運営を行うことができる機能を有し、著しい損傷がない状態となるよう、関係法令等を遵守した点検、調整、消耗品の交換等を行うこと。
- (3) 建築物や外構、植栽等の保守管理や清掃については、現状と比べて美観を損なわない程度で行うこと。
- (4) 本件業務の実施にあたっては、景観に配慮し、周辺環境との調和を図るとともに、地域住民の生活環境への配慮に努めること。
- (5) 維持管理上必要な作業車両等の通行にあたっては、住民等の社会生活及び経済活動に支障をきたさないよう、適切な交通安全対策を講じること。
- (6) 受注者は、自らの知識、経験及び終末処理場の運転管理実績を最大限活用し、下水処理施設等の運転管理を主体的に行い、流入下水を連続して処理するとともに、安定した処理水を放流しなければならない。
- (7) 現行の運転管理水準を維持することはもとより、その向上を図ることを目指し、業務の実施にあたっては下水処理施設等の特長・性質を十分理解し、年間を通して良好な処理が確保できるよう万全な履行体制で業務に臨むこと。
- (8) 放流先河川は、国土交通省が公表する一級河川水質結果で全国でもトップクラスの水質であり、鮎の遡上する優良な漁場であることから、放流先の環境には十分な配慮を行い、環境負荷の軽減に向けた取り組みを推進すること。
- (9) 雨天時浸入水等降雨時において対応可能であるかぎり、延岡市合流式下水道緊急改善計画に基づく雨天時活性汚泥法等により処理すること。
- (10) 妙田下水処理場の使用する電気は、主にゴミ発電を行っている近接した延岡市クリーンセンターからの受電と消化ガス発電であるため、適切な使用電力監視を行い、関係機関と連絡を密に行うこと。
- (11) 受注者は、豪雨、台風、地震その他の天災及び処理機能に重大な支障が生じた場合に備え、連絡体制を整えるとともに、常にこれに対処できるように準備すること。
- (12) 受注者は、下水処理施設等の運転状況等を常に把握するとともに、計画的な下水処理施設等の運転によるエネルギーの削減、効率的な業務の実施等により、運転管理に係る経費の軽減に努めること。保守点検基準については、保守点検基準（案）に基づき、これに定めのない事項については、「（社）日本下水道協会 下水道施設維持管理積算要領 下水道施設機械・電気設備保守点検基準」及び「（社）河川ポンプ施設技術協会 揚排水機場設備点検・整備指針（案）」を参考として受注者が定めるものとする。また、機器においては、各機器の「取扱説明書」を基準とし、水道設備においては、「小規模簡易専用水道の維持管理指導要綱」及び「簡易専用水道の維持管理指導要綱」、建築物においては、「（財）建築保全センター 管理者のための建築物保全の手引」によるものとする。
- (13) 受注者は、下水道施設維持管理の調査・研究のために、発注者又は発注者が指定する者が、本施設の運転管理データ等の集計・整理を要請した場合には、これに協力する。また、当該のデータ等が速やかに提示できるよう、日常の運転管理記録等を整理、保管しておくこと。

- (14) 受注者は、運転管理業務の本件施設について、保守・点検業務（日常点検、定期点検）、修繕業務（修繕工事・小修繕）及び事故、故障、劣化状況その他施設に関するデータについて整理し、発注者のデータベース入力のための資料及び電子データを提出すること。なお、詳細については、発注者と受注者で協議する。
- (15) 受注者は、保守・点検記録、機器台帳、補修履歴等、本委託における維持管理・運転管理対象施設にかかる資料等により、各施設の性能評価と機能診断を行い、施設機能状況報告書としてまとめ、業務4年完了時点で提出すること。



## 別紙 7 事業・業務実施計画

事業実施計画書は、日本工業規格 A 版により作成し、原則として A4 又は A3 用紙とすること。事業実施計画書を構成する各諸事項の作成要領は、次のとおりとすること。

### (1) 実施方針

下水道施設の重要性に鑑み、その目的を達成するための委託業務における管理思想、業務毎の基本方針及びその概要等について、委託業務に対する姿勢が把握できるよう記載すること。

### (2) 業務実施体制

運転管理業務を遂行する上で必要な組織及び体制について、現場組織、業務分担、緊急時体制、その他業務の履行に要する組織・体制（下請け関係も含む）を、その目的と系統及び分担等が明確に把握できるよう記載すること。

### (3) 安全管理体制

事故、災害等を未然に防止し、安全に委託業務を遂行するための安全衛生管理に係る作業基準、安全衛生に関する計画及び組織体制について、基準、要領、計画等を具体的に記載すること。

### (4) 運転管理計画

運転管理計画では、対象施設を安定的に維持運営していくために、水質管理計画、エネルギー管理計画、ユーティリティ調達管理計画を記載すること。

水質管理計画では、処理場等の安定的な維持を考慮した設備ごとの運転操作指標、運転方法を定めた運転操作基準、要求水準を達成するための管理基準、要求水準を満足するための分析計画（水質試験、汚泥試験、悪臭測定等）等を記載すること。

エネルギー管理計画は、処理場等の省エネルギーを目指した設備ごとの運転操作指標、運転方法を定めた運転操作基準、要求水準を達成するための管理基準等を記載すること。

ユーティリティ調達管理計画は、下水道施設の維持管理を行うために必要な電力、燃料、副資材等の調達方法、使用予定量等を、年間を通じての使用計画が把握できるよう記載すること。

### (5) 保安全管理計画

保安全管理計画では、対象施設を安定的に維持運営していくために、保守点検計画、修繕計画を記載すること。

保守点検計画では、設備の状態を把握し、異常の有無を確認する点検基準（日常点検、定期点検、法定点検等）、消耗品等の確認、補充、交換等を行う保守基準を記載すること。

修繕計画では、別紙 1 に示す全ての電気設備、機械設備、建築設備の修繕（一件当たりの金額が一定額以下のもの）が必要となった場合の対応手順を、具体的に記載すること。

### (6) 施設管理計画

施設を安定的に維持運営していくため、清掃の内容・清掃頻度・清掃要領、除草等の内容・頻度・方法、物品管理の方法、要領等その他の必要な事項について、具体的に記載すること。

### (7) 情報管理方法

運転管理、保安全管理に係る各種情報の管理方法を記載すること。

### (8) 緊急時等への対応

施設に事故が発生した場合その他緊急の場合の対応手順を、具体的に記載すること。以下のような場合について、各々記載する。

- ・大雨時の対応（別紙 10 に示す「対応可能である雨天時浸入水等」の場合と、それを上回る場合を区分して記載する、また、別紙 10 と矛盾しないこと）
- ・悪質流入水の対応（別紙 10 に示す「対応可能な悪質流入水」の場合と、それに該当しない場合を区分して記載する、また、別紙 10 と矛盾しないこと）

- ・その他、自然災害等の不可抗力時の対応

業務実施計画書は、日本工業規格 A 版により作成し、原則として A4 又は A3 用紙とすること。業務実施計画書を構成する各諸事項の作成要領は、次のとおりとすること。

#### (1) 運転管理計画

運転管理計画では、事業実施計画書に示した運転管理基準等に基づき、年間及び月間の水質管理計画、エネルギー管理計画、ユーティリティ調達管理計画を記載すること。

水質管理計画では、年間及び月間における設備ごとの具体的な運転操作指標及び運転操作方法の設定、水質試験や汚泥試験、悪臭測定等の分析実施時期、実施方法、費用等の計画を掲載すること。

エネルギー管理計画は、年間及び月間における設備ごとの具体的な運転操作指標及び運転操作方法の設定を記載すること。

ユーティリティ調達管理計画は、下水道施設の維持管理を行うために必要な電力、燃料、副資材等の在庫状況や今後の調達時期、調達先、費用等の計画を記載すること。

#### (2) 保全管理計画

保全管理計画では、事業実施計画書に示した保全管理基準等に基づき、保守点検計画、修繕計画を記載すること。

保守点検計画では、年間及び月間における保守点検や消耗品等の補充の実施時期及び作業内容の計画を記載すること。

修繕計画では、年間及び月間における修繕の実施時期や施工業者、実施内容の計画を記載すること。

**別紙 8** 有資格者に関する条件

- (1) 下水道法第 22 条第 2 項に規定する有資格者
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 17 条に規定する技術管理者
- (3) 電気主任技術者（第 3 種）
- (4) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- (5) 電気工事士（第 1 種）
- (6) 危険物取扱者（甲種又は乙種第 4 類）

## 別紙9 要求水準を満足しない場合の対応

処理水の水質が、受注者の自主採水で判明した場合や計量証明で判明した場合等、別紙5に示す放流水質基準を満足できない場合、以下のような手続きをとる。

### 第1段階：未達の確認、報告

- ・ 受注者は、環境計測により放流水質が放流水質契約基準、放流水質法定基準を満たしていないことを把握したら、直ちに発注者に報告する。また、放流水質法定基準を満たしていない場合は、受注者が応急措置を行う。

### 第2段階：改善期間、改善計画書の提出

- ・ 流入水が流入基準を満たしているにもかかわらず、別紙5に示す放流水質契約基準又は放流水質法定基準が達成されなかったときは、受注者は、原則として主体的に要求水準未達の原因究明を行い、改善措置を行う。また、第14条第3項に基づき、受注者は改善計画書を作成し発注者に提出する。
- ・ 流入水が流入基準を満たさなかった場合においても、受注者は、放流水質契約基準又は放流水質法定基準を達成することができるよう努めるものとし、発注者から指示がある場合はそれに従うものとする。
- ・ 原因究明、改善計画書の作成及び実施にかかる費用は、受注者が負担する。ただし、発注者と受注者の双方に責を帰すことができない事由により要求水準が満たせない場合には、受注者は上記に係る費用を発注者に請求することができる。
- ・ 受注者は、自らの負担で行う環境計測において、改善措置の効果を確認し、放流水質契約基準を満足できるようになるまで、改善状況を発注者に報告する。

### 第3段階：業務委託費の減額

- ・ 流入水が原因である場合及び発注者と受注者の双方に責を帰すことができない事由により要求水準が満たせない場合による場合を除き、別紙15のとおり業務委託費を減額する。

### 第4段階：契約解除、違約金

- ・ 流入水が原因である場合及び発注者と受注者の双方に責を帰すことができない事由により要求水準が満たせない場合による場合を除き、放流水質契約基準を満足できない状態が合理的な理由なく改善計画書において予定された改善期間を超えて継続する場合、又は改善計画書が期限内に提出されない場合や改善計画書通りに業務を行わない場合、発注者は契約を解除することができる。この場合、受注者は、第35条第1項に基づき、定められた違約金を支払う。

脱水ケーキ含水率が、別紙5に示す契約基準を満足できない場合、以下のような手続きをとる。

### 第1段階：未達の確認、報告

- ・ 受注者は、汚泥含水率分析により契約基準を満たしていないことを把握したら、直ちに発注者に報告する。

### 第2段階：改善期間、改善計画書の提出

- ・ 契約基準未達の場合には、受注者は、原則として主体的に契約基準未達の原因究明を行い、改善措置を行う。また、第17条第2項に基づき、受注者は改善計画書を作成し発注者に提出する。
- ・ 原因究明、改善計画書の作成及び実施にかかる費用は、受注者が負担する。ただし、発注者と受注者の双方に責を帰すことができない事由により契約基準が満たせない場合には、受注者は上記に係る費用を発注者に請求することができる。
- ・ 受注者は、自らの負担で行う分析において、改善措置の効果を確認し、契約基準を満足できるようになるまで、改善状況を発注者に報告する。

### 第3段階：業務委託費の減額

- ・ 発注者と受注者の双方に責を帰すことができない事由により契約基準が満たせない場合による場合を除き、別紙 15 のとおり業務委託費を減額する。

#### 第4段階：契約解除、違約金

- ・ 発注者と受注者の双方に責を帰すことができない事由により契約基準が満たせない場合による場合を除き、契約基準を満足できない状態が合理的な理由なく改善計画書において予定された改善期間を超えて継続する場合、又は改善計画書が期限内に提出されない場合や改善計画書通りに業務を行わない場合、発注者は契約を解除することができる。この場合、受注者は、第 35 条第 1 項に基づき、定められた違約金を支払う。

なお、やむを得ない事態としては、以下を想定する。

- 1) 流入水質が流入基準を満たさない場合
- 2) 流入水量が流入基準を上回った場合
- 3) 施設又は水質に重大な影響を及ぼす有毒物質、化学物質等が流入した場合
- 4) 発注者が実施した工事、実験等により処理能力が低下した場合
- 5) 大規模停電等、電力供給の中止又は制限が長時間発生したことにより処理能力が低下した場合
- 6) その他、受注者の責めに帰すことができない外的要因による場合

## 別紙 10 流入基準未達の場合の対応方法

### (1) 対応可能な悪質流入水

対応可能な悪質流入水は、以下のとおりとする。

- ・大量の油（臭気又は色で識別できる範囲のもの）
- ・大量の強酸性又は強アルカリ性の薬品（pH計にて検出できる範囲のもの）
- ・大量のきょう雑物

流入ゲートにおける流入水の臭気、色やpHの監視の結果、上記に示すものが流入水に混入していることが判明した場合、受注者は以下の措置をとる。

- ・受注者は、上記の物質がエアレーションタンクへ流入しないよう必要な措置をとるものとする。
- ・速やかに発注者に報告するものとする。

### (2) 対応可能である雨天時浸入水等降雨時には、以下の対応を取る。

- ・受注者は、気象情報を随時確認し、水害発生を事前に把握するほか、沈砂池水位等の監視を行うものとする。（監視個所を規定）
- ・延岡市合流式下水道緊急改善計画に基づく雨天時活性汚泥法等により処理すること。
- ・受注者は、流入水の水量が別紙4に示す時間最大流入水量を上回った場合であっても、本件施設で対応できる場合は、適切な運転により、処理を行う。

なお、上記の措置で対応できない大雨の場合、不可抗力とする。

## 別紙 11 引継事項

受注者は業務期間を通じて、引継事項を記載した文書を作成する。文書は、対象施設固有の運転管理、点検上の留意点等を次の受注者が把握できるような内容とする。以下の項目に沿って記載すること。

- (1) 運転管理計画
  - ・ 水質管理方法
  - ・ 定常時の運転方法
  - ・ 非常時の運転方法
  - ・ 特有の運転方法
- (2) 保全管理計画
  - ・ 定常時の保全方法
  - ・ 非常時の保全方法
- (3) その他留意事項
  - ・ 特性、固有情報
  - ・ 運転、保全実績

別紙 12 本件施設の環境計測

受注者は日常的な運転管理のため、以下の環境計測を行うものとする。

環境計測項目

(1) 水質検査 (妙田、一ヶ岡下水処理場)

項目	採水箇所	流入水	初沈流入水	初沈流出水	反応槽	最終沈殿池出口	放流水
透視度		○	○	○		○	○
pH		○	○	○		○	○
SS		○	○	○		○	○
BOD		○	○	○		○	○
SV5、SV30					○		
MLSS (MLVSS)					◆		
返送汚泥濃度 (VSS)					◆		
顕微鏡試験					必要時		
残留塩素							○
COD							○
C-BOD						○	○
大腸菌群数							○

(2) 汚泥試験

	妙田									一ヶ岡			衛生センター						
	初沈汚泥	濃縮設備			消化槽			脱水機			初沈汚泥	余剰汚泥	圧送汚泥	投入物		消化槽		消化汚泥	放流水
		余剰汚泥	濃縮汚泥	脱離液	No. 1 消化槽脱離液	No. 2 消化槽脱離液	消化汚泥	サーピスタック汚泥	脱水ケーキ	返流水				し尿	浄化槽汚泥	No. 1 消化槽脱離液	No. 2 消化槽脱離液		
蒸発残留物	◆		◆		◆	◆	◆	◆	◆	◆		◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
強熱残留物	◆		◆		◆	◆	◆	◆	◆	◆		◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
有機分・無機分	◆		◆		◆	◆	◆	◆	◆	◆		◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
pH													◆	◆				◆	◆
SS		◆		◆						◆		◆		◆	◆				◆
BOD													◆	◆					◆
アルカリ度							◆												◆
含水率								◎											

◎は毎日 (5日/週)、○は週一回、◆は月一回とする。

放流水のBODは、C-BODを同時に測定すること。

放流UV (COD) 計等の計測機器の校正も目的とする。

脱水ケーキの含水率は、脱水機運転日とする。

網掛けの項目は、要求基準項目。

採水、採泥時には温度 (気温、水温)、外観や臭気等も記録すること。

汚泥共同処理施設の整備に伴い、試験範囲等の変更が生じた場合は協議により決定する。



(3) 悪臭測定

	敷地境界線			衛生センター脱臭設備			
	妙田	一ヶ岡	衛生	高濃度		低濃度	
				入口	出口	入口	出口
アンモニア	年 2 回			年 1 回			
メチルメルカプタン							
硫化水素							
硫化メチル							
二硫化メチル							

住民からの苦情があった場合は、随時追加すること。

(4) 騒音・振動測定

	妙田	一ヶ岡
騒音	年 1 回	
振動		

(5) 消化ガス成分測定

	消化ガス
メタン	年 2 回
炭酸ガス	
消化ガス中の硫黄分	
発熱量	

(6) 通日試験

	妙田	一ヶ岡
SS	年 4 回	
BOD		

(7) 雨天時放流水（下水道法施行令第6条第2項に基づく水質検査）

	妙田	合流ポンプ場
SS	年 2 回	
BOD		

要求基準遵守等の確認のための測定を確かなものとするために、発注者が別に委託する水質等測定業務受託者（計量証明発行事業所）が行う測定に合わせ、クロスチェックを一年に2回以上行うこと。

## 別紙 13 業務日誌、月報及び年報の記載内容

### I 業務日誌

#### 記載事項

- |                      |        |
|----------------------|--------|
| 1 天候、気温、雨量           | (気象)   |
| 2 報告者                | (担当)   |
| 3 別紙 12 による環境計測項目の結果 | (水質)   |
| 4 各処理運転フローにおける処理数量   | (処理状況) |
| 5 各ユーティリティの数量        | (調達)   |
| 6 管理の指標としている諸元値      | (管理)   |
| 7 主要機器の運転記録          | (運転)   |
| 8 その他記録・報告すべき事項      | (備考)   |

様式は任意とする

### II 業務月報

#### 記載事項

- 1 業務日誌に記載の事項
- 2 保守・点検・正常状態に復帰させるための調整実施と結果
- 3 事故・故障記録、対応報告
- 4 管理報告
- 5 第三者検査機関実施の水質分析値

様式は任意とする

### III 業務年報

#### 記載事項

- 1 業務月報記載事項の月集計
- 2 必要な報告事項、その他

様式は任意とする

### IV 通日試験報告

#### 記載事項

- 1 別紙 12 の環境計測項目、及び結果の分析・考察・評価等

様式は任意とする

## 別紙 14 経費の負担

受注者が負担すべき経費は、以下のとおりとする。

- (1) 机、椅子、書棚、ロッカー、パソコン、プリンター、コピー機等の事務備品
- (2) 各種用紙、筆記用具、ファイル等の事務用品
- (3) ポット、冷蔵庫、食器棚、茶器、台所用品等の什器及び消耗品
- (4) 各種作業服、各種靴、各種手袋、ヘルメット、安全マスク・保護眼鏡・空気呼吸機等の安全保護具・機器
- (5) 設備点検及び修理に係る点検工具、回路計、懐中電灯等の工具・器具。ただし、特殊工具及び調整・整備に係る資材等は除く。
- (6) モップ、デッキブラシ、水切り等の清掃用具器具
- (7) 電話・FAX・通信回線等の設置工事費及び維持費。ただし、新規マンホールポンプ場等の通信回線設置工事等は除く。
- (8) 下表に定める変動費（光熱水費、薬品費、燃料費）
- (9) 下表に定める固定費（消耗品費）
- (10) 1件当たり130万円(税込)未満の修繕費  
1年間で1,800万円(税抜)とするが、この額を年間の限度額とせず、5年間の履行期間中、効率的な修繕を計画すること。  
ただし、年間総額には、メーカー推奨の定期交換部品を含む。
- (11) 下表に定める法定検査及び保守点検等  
ただし、消化ガス発電機とシロキサン除去装置のメンテナンスは、製造メーカーとの5年契約を行うこと。
- (12) 提案書等で設置する設備、機器類及びこの維持管理費  
受託者は、契約期間中に提案書等により設置した設備、機器類について、原則、原状復帰するものとし、復帰の方法は市と協議して決定するものとする。

業務の履行に必要な事務室、控室等は業務期間中、所要の場所を無償で貸与する。受注者は、事務室等使用願を提出し、責任をもって使用、管理を行い、損傷、汚損等があった場合には、受注者の費用で直ちに修復しなければならない。水質試験室等も同様とする。

また、貸与品についても無償とし、現有する以下のものに限る。ただし、当該貸与品の維持管理費（燃料、油脂類、その他消耗品等をいう。）は、受注者の負担とする。

### 貸与品

項目	台数
トラッククレーン車（2,000kg積、2.9t吊り）	1台
バキューム車（容量6,500L）	1台
し渣・汚泥運搬車（3,250kg積）	1台
可搬式発電機（60kVA）	4台
その他（主要貸与品一覧、主要貸与備品一覧）	—

経費負担（変動費）

費目	項目
薬品費	高分子凝集剤、滅菌用薬品、消泡剤、消臭剤
燃料費	灯油、重油、軽油、ガソリン
光熱水費	電力費、水道費、プロパンガス

経費負担（固定費）

費目	項目
機械・電気部品費	Vベルト、グラウンドパッキンなど
水質試験用消耗品	メスシリンダー、三角フラスコ、SS用ガラスろ紙など
水質試験用薬品	硝酸銀、硫酸、N/40シュウ酸ナトリウム、N/40過マンガン酸ナトリウム、デゾキシコレート培地、酢酸など

経費負担（法定検査及び保守点検等）

項目	年間回数	施設			
		妙田	一ヶ岡	衛生センター	中継ポンプ場等
高圧受配電設備点検	1回	○		○	
電気保安管理	1年		○		○
監視制御設備保守点検	1年	○	○		
中継ポンプ場監視システム保守	1年				○
MP場監視システム保守	1年				○
消化ガス発電機とシロキサン除去装置メンテナンス	1年	○			
消防点検	1回	○	○	○	○
地下燃料タンク点検	1回/3年	○			
トラックスケール点検検査	1回/2年			○	
土々呂真空弁保守点検	1年				○
受水槽清掃	1回	○			
ポンプ井清掃	1回	○	○		○
吐出井清掃	1回	○			
受入槽清掃	2回			○	
貯留槽清掃	1回			○	

## 別紙 15 業務委託費等の計算方法

### (1) 年間予測流入水量と実年間流入水量の相違に基づく業務委託料の変更

別紙 4 (3) に示す年度ごとの年間流入予測水量が実年間流入水量に対して、次の式において 1,000分の50以上の相違が認められた場合、発注者又は受注者は、相手方に対して流入水量の変動に影響を受ける費用について業務委託料の変更を請求することができる。

$$P = (Q_a - Q_b) / Q_a$$

この式において、P、Q<sub>a</sub>及びQ<sub>b</sub>は、それぞれ次の数値を表すものとする。

P 年間予測流入水量と実年間流入水量の相違

Q<sub>a</sub> 年間予測流入水量 (単位 m<sup>3</sup>)

Q<sub>b</sub> 実年間流入水量 (単位 m<sup>3</sup>)

業務委託料の変更額及び支払い時期については、発注者と受注者とが協議して定める。

流入水量の変動に影響を受ける費用とは、表に示すとおりとする。

#### 流入水量の変動に影響を受ける費用の内訳

処理場名	資材名	変動費 (円、税抜)
妙田下水処理場	高分子凝集剤 (機械濃縮機)	
	高分子凝集剤 (脱水機)	
	次亜塩素酸ソーダ	
	動力費	
一ヶ岡下水処理場	次亜塩素酸ソーダ	
	動力費	

### (2) 流入水が別紙 4に示す流入基準を満たしている場合 (基準外であるが発注者と受注者で対応可能と合意した場合を含む)

- 1) 放流水質が別紙 5に示す契約基準を満たしている場合、業務委託料の全額を支払う。
- 2) 放流水質が別紙 5に示す契約基準と法定基準の間で、契約基準を満たしていない場合、業務委託料を減額する。
- 3) 放流水が別紙 5に示す法定基準を満たしていない場合、業務委託料を大幅減額する。
- 4) 減額幅は、当該月ごとに以下に従って算出する。

契約基準に対する未達がある場合は、業務委託料を基準超過 1 日につき当該月額業務委託料の1,000分の20を減額する。

法定基準に対する未達がある場合は、業務委託料を基準超過 1 日につき当該月額業務委託料の1,000分の30を減額する。

### (3) 流入水質が別紙 4に示す基準を超えた場合及び流入水量が別紙 4に示した基準を超えているが、特別な処理等に対応できる場合 (別紙 10 の「対応可能である降雨」に相当する場合)

放流水が別紙 5に示す契約基準を満たさない場合でも、業務委託料の減額を行わない。この時、放流水が別紙 5に示す法定基準又は汚泥処理基準を満たしていないことによる法令上の罰金等や第三者からの損害賠償は発注者が負担するものとする。

### (4) 放流水の目標水質達成率 I に対する未達がある場合

目標水質達成率 I を達成できなかった場合、業務委託料を当該年度業務委託料の1,000分の50を減額する。

(5) 放流水の目標水質達成率Ⅱを達成した場合

目標水質達成率Ⅱが達成された場合、妙田下水処理場及び一ヶ岡下水処理場のそれぞれにおいて、下表の目標水質達成率Ⅱ基本額の1,000分の10を増額する。基本額とは、年間業務委託料における両処理場分の業務委託料であり、契約時に定める。ただし、両方を達成した場合であっても、300万円（税抜）を限度額とする。

目標水質達成率Ⅱ基本額

対象処理場	基本額（税抜）
妙田下水処理場	円
一ヶ岡下水処理場	円

(6) 脱水汚泥の含水率が基準を超えた場合

契約基準に対する未達がある場合は、業務委託料を基準超過1日につき当該月額業務委託料の1,000分の5を減額する。

(7) マンホールポンプ場対象施設数に変更があった場合

履行期間において、マンホールポンプ場の対象施設数に変更があり、増減とも7件までは業務委託料の変更対象としない。これ以外の場合は、変更対象とする。

(8) 業務実施計画書に記載された業務が履行されていない場合

別紙6に示す保全管理要求水準に示された業務が履行されていない場合、業務実施計画不履行1日につき月額業務委託料の1,000分の30を減額する。

## 別紙 16 業務委託費の見直し

### (1) 消費税率の変更の場合

契約期間中の消費税率の変更については、消費税の変更日の後の発注者から受注者への業務委託料の支払額にこれを反映する。

### (2) 社会経済情勢の変化による場合

契約期間中に、次の事項が生じ業務委託料が不相当となったと発注者又は受注者が認めるときは、相手方に対して業務委託料の見直しを請求することができる。

なお、見直し額及び時期は、発注者と受注者が協議して定める。

1) 法律、規則等の改正等が行われた時

2) 契約期間内で、委託契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務委託料が不相当となったと認めた時

この場合、発注者又は受注者は、請求があった時は、業務委託料から当該請求時の履行部分に相応する業務委託料を控除した額（以下「変動前残業務委託料」という。）と変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務委託料に相応する額（以下「変動後残業務委託料」という。）との差額のうち変動前残業務委託料の1,000分の30を超える額につき、業務委託料の変更に応じなければならない。

変動前残業務委託料及び変動後残業務委託料は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者で協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に示すものとする。

なお、協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いた上、請求を行った日又は請求を受けた日から14日以内に設定し、受注者に示すものとする。

また、この請求は2の規定に基づいて業務委託料の見直しを行った後再度行うことができる。この場合「委託契約締結の日」を「直前の2の規定に基づく業務委託料見直しの基準とした日」とする。

### (3) 特別な要因により委託業務を実施するための主要な材料等の日本国内における価格に著しく変動を生じた時

この場合、見直し額は対象とする品目毎に当初の価格（発注者が設定した実勢単価に数量、落札率を乗じた額）と変動後の価格（実際に当該品目を搬入・購入した期間中の平均的な実勢単価に、数量及び落札率を乗じた額）との差額の合計額（変動額）から、変動前の対象業務委託料の1,000分の30の額を差し引いて算出する。なお、「変動前の対象業務委託料」とは、全体業務委託料から、部分払いを行った出来高部分を除いたものとする。

ただし、品目毎に算出した変動後の価格よりも、それぞれの品目毎の実際の購入価格（この場合には落札率を乗じない）の方が低い場合は、実際の購入価格とする。

なお、協議開始の日については、（2）と同様とする。

### (4) 予期することのできない特別な事情により日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じた時

この場合、業務委託料の見直し額については、発注者と受注者で協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に示すものとする。

なお、協議開始の日については、（2）と同様とする。

## 別紙 17 保険

### (1) 受注者の加入する保険

受注者は、自らの費用で以下の保険に加入するものとする。

- ・受注者賠償責任保険等

### (2) 発注者の加入する保険

発注者は、自らの費用で以下の保険に加入するものとする。

- ・下水道賠償責任保険
- ・損害保険
- ・機械保険等



## 別紙 18 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第 1 受注者（以下「乙」という。）は、本契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

### (秘密の保持)

第 2 乙は、本契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### (目的外収集・利用の禁止)

第 3 乙は、本契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受注事務の目的の範囲内で行うものとする。

### (第三者への提供の禁止)

第 4 乙は、本契約による事務を処理するため発注者（以下「甲」という。）から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

### (複写、複製の禁止)

第 5 乙は、本契約による事務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

### (適正管理)

第 6 乙は、本契約による事務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報の滅失及びき損の防止に関する措置を講じなければならない。

### (作業場所の指定等)

第 7 乙は、甲が指定する場所以外の場所で、本契約による個人情報を取り扱う事務を処理してはならない。ただし、甲が指定する場所以外の場所で、本契約による個人情報を取り扱う事務を処理する必要がある場合において、あらかじめ当該作業場所における個人情報の安全確保の措置の内容を甲に届け出て、甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

### (運搬)

第 8 乙は、本契約による事務の処理その他本契約の履行に関し、個人情報が記載された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、き損及び滅失を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

### (資料等の返還等)

第 9 乙が本契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された全ての資料等は、その契約完了後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

### (従事者への周知及び監督)

第 10 乙は、本契約による事務に従事している者に対し、在職中はもとより退職後においても、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、延岡市個人情報保護条例（平成 27 年 9 月条例第 36 号）により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護のために必要な事項を周知するとともに、個人情報の適正管理の徹底が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

### (取扱い状況の報告及び調査)

第 11 甲は、必要があると認めるときは、本契約による個人情報の取扱いの状況について、乙に報告させ、又は随時実地に調査することができるものとする。

(指示)

第 12 甲は、本契約による個人情報の取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

(事故の場合の措置)

第 13 乙は、本契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

## 別紙 19 遵守すべき関連法令、条例等

本件業務の実施にあたり、以下の関連法令等を遵守する。

### (1) 関連法令等

- 1) 下水道法（昭和33年法律第79号）
- 2) 環境基本法
- 3) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- 4) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- 5) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- 6) 職業安定法
- 7) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）
- 8) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）（昭和45年法律第137号）
- 9) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- 10) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- 11) 振動規制法（昭和51年法律第64号）
- 12) 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- 13) 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- 14) 電気事業法（昭和39年法律第170号）
- 15) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- 16) エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）（昭和50年法律第49号）
- 17) ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第165号）
- 18) その他関連法令等
- 19) 延岡市契約規則（平成12年延岡市規則第16号）
- 20) 延岡市水道事業及び下水道事業会計規程（昭和42年4月1日企業管理規程第7号）
- 21) その他関連条例等

### (2) 要綱、要領、各種基準等

- 1) 下水道施設設計指針及び解説
- 2) 下水道維持管理指針
- 3) その他関連要綱、各種基準等

別紙 20 月額業務委託料

(消費税込)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
4 月					
5 月					
6 月					
7 月					
8 月					
9 月					
10 月					
11 月					
12 月					
1 月					
2 月					
3 月					
年度計					
総額					